

緑区役所の公用車として 超小型モビリティを導入します

緑区役所では、中山間地特有の交通課題の解消及び環境負荷の低減を図るとともに、藤野地区における観光客の新たな交通手段としての活用の可能性について検証を行うため、国土交通省関東運輸局から認定を受け、超小型モビリティを公用車として導入しますのでお知らせします。

1 導入車両

日産ニューモビリティコンセプト（電気自動車）

車両サイズ：2340mm（全長）×1230mm（全幅）×1450mm（全高）

乗車定員：前後二人乗り

最高速度：約 80km

航続距離：約 100km

充電方法：普通充電 200V、約 4 時間



2 配置場所及び導入台数

- ・ 緑区合同庁舎 1 台
- ・ 藤野総合事務所 1 台

3 導入日

令和2年4月1日

超小型モビリティとは

超小型モビリティとは、自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人から2人乗り程度の車両。

導入・普及により、CO₂の削減のみならず、観光・地域振興、都市や地域の新たな交通手段、高齢者や子育て世代の移動支援等の多くの副次的便益が期待されます。



お問合せ先：緑区役所地域振興課
直通 042-775-8801